

令和 8 年度

市議会議員の資産等報告書等審査意見書

令和 8 年 6 月 2 5 日
周南市政治倫理審査会

1 資産等報告書等の提出状況等

周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号）第9条の規定により、市議会議員29人の資産等報告書等及び証明書類の写しが市議会議長から市長に令和8年5月8日に送付され、5月14日付けで資産等報告書等及び証明書類の写しが市長から周南市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に送付され、調査及び審査の求めがあった。

この度の調査及び審査の対象は、所得等報告書及び関連会社等報告書である。

2 審査の概要

(1) 資産等報告書等の配付

事務局（周南市総務部法務コンプライアンス課）から資産等報告書等及び証明書類の写しを審査会委員に配付した。

(2) 資産等報告書等の審査

資産等報告書等の審査については、資産等報告書等に記載されている内容と証明書類の突き合わせ、及び証明書類の信頼性・十分性を中心に書面審査を行った。

3 審査結果

審査の結果、資産等報告書等の内容については、概ね適正に記載されており証明書類とも符合していた。

ただし、提出すべき資産等報告書等が不足しており、追加提出として受け付けたものがあった。今後、必要な書類を確認のうえ提出されたい。

また、提出された証明書類のみでは給与所得の内訳についての確認が困難なものが見受けられた。

審査の適正を期するため、報告書の提出に当たり所得等報告書の証明書類として確定申告書の写しを使用する際は、従来提出を求めていた第一表に加え、第二表（「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」及び「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」が確認できるもの）、その他所得の内訳書がある場合は、所得の内訳書を提出するよう検討されたい。